

## 調査票 2

### 実施計画に係る意見とその対応について

番号	具体施策名	回答課	農林課
美東－1	地籍調査の推進		
意見内容	<p>地籍調査は、土地の戸籍ともいべき地籍を確定するために必要な調査だが、美東地域の進捗率は27%に留まっている。</p> <p>地籍調査は、固定資産税の適正化や土地を巡るトラブルの防止など重要な役割を果たすもので、一刻も早い調査完了が望まれる。</p> <p>特に、山林の地籍調査の場合は、森林所有者の高齢化や世代交代による森林の所在地や境界が不明になるなど、森林の情報が失われつつあり、時間の経過とともに境界に詳しい人が著しく減少していく状況がある。</p> <p>今後どのように調査を進めていく見通しなのか展望を示されたい。</p>		
対応内容	<p>山林部における地籍調査は、所有者の高齢化による地籍者の立会の困難や、公図が存在しないことによる所在の不明確等があり、大変難しい状況ですので、現在、山林の現状に精通している森林組合と連携を図り、情報等を共有し、現地調査を円滑に進めることによって、調査面積の拡大を目指しております。</p> <p>しかしながら、地籍調査事業は、市が調査を実施する場合、事業費の1/2を国が負担し、残りを県と市で負担することとされています。そのため、市が大幅な事業拡大を要望しても、国、県の予算に制約があるのも事実ですので、このこともご理解いただきたいと思います。</p>		

## 調査票 2

### 実施計画に係る意見とその対応について

番号	具体施策名	回答課	監理課
美東-2	事業用地の活用		
意見内容	<p>十文字原総合開発事業用地の有効利用について、平成24年度の地域審議会意見具申したところであるが、未だ有効利用が図られていない状況にある。</p> <p>同用地は交通の利便性も良く、有効活用は、雇用の創出、定住対策に大きく貢献できるものと期待している。</p> <p>平成25年度以降は、美祢市土地開発公社の所有地から、市有地となったことから、より柔軟にあらゆる施策を検討し、早急な事業用地の活用に努められたい。</p>		
対応内容	<p>十文字原総合開発事業用地の活用については、十文字原総合開発事業用地活用調査業務報告書の活用案に基づき、関係機関等への情報提供を行っています。</p> <p>しかしながら、市単独での開発は大きなリスクを伴うことから、民間の力を借りた有効な利用の推進を進めているところですが、事業者からの問い合わせはあるものの、具体的な利活用の実現には至っていないのが現状です。</p> <p>十文字原総合開発事業用地は、整備された高規格道路に隣接する交通の利便性も高い立地条件であることから、民間活力を取り入れた企業誘致施策と併せて、観光交流の拡大や雇用の創出につながるような事業用地の活用計画について検討していきたいと考えています。</p>		

調査票 2

実施計画に係る意見とその対応について

番号	具体施策名	回答課	建設課 企画政策課
美東－3	住環境の整備・定住施策の推進		
意見内容	<p>人口減少や高齢化の進展により、今後、空き家は一層増加すると思われる。</p> <p>適切な管理がされないまま放置された空き家は、景観が悪くなるだけでなく、ゴミの不法投棄や不法侵入など犯罪の温床になる懸念や、強風や積雪等の災害による倒壊での、2次的被害を誘発する危険な空き家も多く存在する。</p> <p>一方、定住対策や景観保全、健全な地域の維持などから、空き家の有効活用による、移住・定住人口の増加を図ることも重要である。</p> <p>今後、問題のある空き家の適正管理・撤去と、移住・定住人口の増加のための空き家の有効活用など、総合的な住環境の整備促進を図りたい。</p> <p>また、空き家の有効活用による定住対策においては、「田舎といえどもトイレは快適な水洗トイレ」など、良好な住環境と快適な生活環境を整備することが大事であると考えている。</p>		
対応内容	<p>「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、空き家の所有者等は空き家の適正な管理に努めなければならないこととされています。このため、市では、空き家のうち危険家屋については所有者を調査し、連絡を取り合うことで、所有者の意識改善に取り組んでいます。</p> <p>また、平成20年度から空き家等情報バンク制度（以下「空き家バンク」という。）を設け、空き家の有効活用と移住・定住の促進を図っています。平成28年度は、空き家バンクの充実に向け、登録物件の調査に取り組むとともに、登録に要する費用の一部を補助することとしています。更に、空き家バンクに登録している家屋を改修する場合の補助額を増額し、空き家バンクへの登録を促進します。</p>		

## 調査票 2

### 実施計画に係る意見とその対応について

番号	具体施策名		
美東－４	情報公開の推進	回答課	企画政策課
意見内容	<p>地域審議会では、美祢市総合計画・実施計画に係る意見具申を行うこととなっており、市から頂く実施計画の冊子での審議となるが、実施計画では、今、地域でどのような事業が行われ、また、行われようとしているのかなど、審議に当たり事業内容がわかりにくい面がある。</p> <p>市民への説明責任を果たすためにも、実施計画に具体的な事業を盛り込む等、客観的に見て理解しやすい実施計画を作成されたい。</p>		
対応内容	<p>予算編成時に事業の実施予定範囲が確定している場合は、限られた字数ですが実施計画の事業内容欄や事業明細欄に記載するように努めていますが、今後も理解されやすい実施計画になるように努めていきます。</p> <p>また、事業の具体的な内容を御理解していただくため、予算説明資料（予算の概要）を活用し、よりわかりやすい説明に努めさせていただきます。</p>		

## 調査票 2

### 実施計画に係る意見とその対応について

番号	具体施策名		
美東－5	地籍調査の推進 新公会計制度への取組	回答課	農林課
意見内容	<p>美東地域において、昭和29年の合併時以前に、町（村）有林を払下げているが、所有権移転登記がなされていない山林が多く存在する。</p> <p>しかしながら、払下げから50年が経過し、現地調査をすることで初めてはっきりわかるという状況であることから、地籍調査において所在と現管理者（境界立会人）を確定し、これに基づき所有権移転登記を行うこととなっている。</p> <p>当事案は、美東町独自の事情下にあることから、今後においても、人事異動により職員が異動しても、当案件を的確に引き継ぎ適切に処理され、所有権移転事務を図られたい。</p>		
対応内容	<p>本件については、平成20年の市長事務引継書において、引継懸案事項として記載されており、重要な案件であると認識しています。</p> <p>現在、地籍調査事業を進める段階において、払下げ地として想定される土地については、払下げ当事者等関係者による現地立会を行い、境界、地籍の確定を行っているところです。</p> <p>今後においても、重要案件としての的確に事務処理を行っていくこととしています。</p> <p>また、地籍調査で判明した払下げ未登記地については、平成24年に策定した、「町(村)有林払下げ未登記地の取り扱い基本方針」に基づき、順次払下げ登記事務を行います。</p>		

## 調査票 2

### 実施計画に係る意見とその対応について

番号	具体施策名		
美東－6	生活道路の整備・充実 教育環境の整備・充実	回答課	建設課
意見内容	<p>児童生徒の通学路において、雑草や竹木等の繁茂による通行への支障、死角による交通事故や犯罪への巻き込まれ等、安全・安心の確保が懸念される。</p> <p>多様な主体が連携し、子どもたちが安心して通学できる、通学路の環境整備を図りたい。</p>		
対応内容	<p>市道部については、市道の維持管理業務として支障立木の伐採等業務を実施しており、赤線等の生活道路については、利用者等の地域で管理をお願いしています。</p> <p>現在、「さわやかロード美化活動事業」の実施より、市道や生活道路の一部において、草刈等の業務を地域に依頼し、地域コミュニティの育成と環境美化の意識向上に取り組んでいるところです。</p> <p>また、通学路の安全確保及び環境の整備については、各校において定期的に通学路の点検を行い、不備等があった場合には関係機関に連絡し、改善を図っているところです。更に、昨年度市内全ての小中学校をコミュニティ・スクールに指定し、学校・家庭・地域総がかりの取組を目指しており、登下校の見守り活動であるスクールガード活動に参加している団体は、小学校で37団体801名、中学校で20団体313名となっています。</p> <p>このような組織作りがなされたことにより、雑木等の繁茂によって通学に支障がある場合は、各地域で自主的な対応がなされるとともに、学校と情報を共有することで関係機関へ協力を依頼しているところです。</p>		

## 調査票 2

### 実施計画に係る意見とその対応について

番号	具体施策名	回答課	建設課 農林課 地域福祉課 商工労働課
美東－7	公園の整備 地域の子育て環境の充実 文化活動拠点施設の充実 安定した財政運営		
意見内容	<p>「道の駅みとう」への遊具設置は、地域住民の兼ねてからの要望であったが、この度、大型複合遊具が設置されることとなり、子育て環境がより一層充実してきた。</p> <p>一方、市内には公園や施設に併設された、小規模な遊具が点在し、子育て世帯にとっては、身近な遊具として親しまれている。</p> <p>しかしながら、遊具の長期使用禁止など十分な点検、補修が行われている状況にない。</p> <p>管理部署の予算の充実による、遊具の安心・安全の確保を図られたい。</p>		
対応内容	<p>平成 27 年度に、美祢さくら公園と道の駅みとう河川公園に遊具を設置し、子育て環境の整備に努めています。</p> <p>市が管理する公園のうち遊具を設置している公園は、市内に 49 箇所あり、それぞれの公園の所管課において、遊具の定期的点検及び修繕を実施しています。</p> <p>今後も引き続き、遊具の定期点検を実施し、安心、安全の確保に努めてまいります。</p>		

## 調査票 2

### 実施計画に係る意見とその対応について

番号	具体施策名		
美東－8	農業生産振興対策の推進 秋吉台科学博物館などの充実	回答課	農林課
意見内容	<p>山口県農林総合技術センター畜産技術部育成業務課が、平成27年3月をもって廃止された。</p> <p>地域で長年「育成牧場」として親しまれてきた施設であることから、今後の跡地の具体的な管理、運用方法等に関心があるものの、情報提供がなされていない状況にある。</p> <p>9月4日には、Mine 秋吉台ジオパークが日本ジオパークとして認定された。日本最大級のカルスト台地である秋吉台などが、地質学的に貴重な資源であることが認められたものであり、今後、この貴重な資源を、かけがえのない財産として次代にしっかりと引き継ぐべき大切なものである。</p> <p>旧育成牧場には、牛舎等の建屋、広大な牧草地を有しており、このまま放置すれば建屋は廃虚に、牧草地は、肥沃な土地であるがゆえの早期のセイダカアワダチソウの繁殖など景観の悪化、秋吉台の環境への悪化が危惧される。</p> <p>早期に、今後のあり方、方向性、対策についてについて対応していただきたい。</p>		
対応内容	<p>平成27年3月に山口県農林総合技術センター畜産技術部育成業務課が廃止されたことに伴い、畜産振興課と育成牧場の跡地及び採草地について協議を行ってきました。</p> <p>その結果、建屋については、平成28年1月の協議において平成31年度末までに建屋を撤去する計画が示されたところです。今後、県に計画どおり進むよう予算の確保を要望してまいります。</p> <p>次に採草地については、育成業務課において平成28年2月に採草地の草刈りが一部行われました。今後、現地の植生を確認しつつ、有効な手段を県・関係機関とともに検討してまいります。</p>		